

水産加工経営改善促進資金の円滑な融通のためのガイドライン

第1 趣旨

本ガイドラインは、民間資金等を原資として都道府県が利子補給等の措置を講じる水産加工経営改善促進資金について、都道府県の自主的な判断の下での水産加工経営改善促進資金制度の適正かつ円滑な運営及び水産加工業者等の経営の維持安定及び食用水産加工品の供給の安定を図る観点から、貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにするものである。

第2 定義

1 この通知において「水産加工業者等」とは、(1)の水産加工業者及び(2)の組合をいう。

(1) 水産加工業者

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第10条第1項に規定する水産加工業を営む者（資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える者を除く。）

(2) 組合

水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、水産業協同組合法第10条第1項に規定する水産加工業を営む漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業者が組織する中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会

2 この通知において「新製品・新技術の開発又は導入」とは、次のいずれかに該当する製品若しくは技術を開発すること又は開発された当該製品であって市場に定着していないと認められるものの生産若しくは販売を開始すること若しくは開発された当該技術であってそれによる生産が定着していないと認められるものを利用して生産若しくは販売を開始することをいう。

(1) 食品としての内容、形態等からみて新規性があると認められる製品又はこれを生産するための技術

(2) 従来の製品に比して相当程度高い品質を有する製品を生産するための技術

(3) 従来の生産方法に比して相当程度低いコストによる生産を行うための技術

3 この通知において「水産加工経営改善促進資金」とは、水産加工業者等の経営の維持安定及び食用水産加工品の供給の安定を図るため、第3の規定に基づき融通される資金をいい、その資金の種類及び用途は次のとおりである。

(1) 事業・経営体質強化資金

ア 近海等水産資源（我が国近海若しくは内水面で採捕され、又は養殖される水産動植物をいう。以下同じ。）を原材料とする新製品・新技術の開発又は導入により製造される食用水産加工品であって、今後その需要の増大が期待されるものの生産及び販売の促進に必要な資金

イ 水産加工業者等が近海等水産資源を原材料として食用水産加工品の製造等を行う場合

であって、製品の転換、製造若しくは加工の共同化又は合併若しくは営業の譲受け（契約書等の日付による合併又は営業の譲受けのあった日から5年以内であるものをいう。

以下同じ。）に必要な資金

ウ 水産加工業者の経営体質の強化を図るため、組合による原料魚等の共同購入に必要な資金

(2) 水産加工業経営安定資金

国際的な水産資源の保存・管理の高まりや操業規制の変化等に伴う加工原材料の供給不足等により水産加工場（水産加工業者等が水産加工品の製造又は加工の用に供する事業場をいう。以下同じ。）の操業に顕著な影響を受けている水産加工業者等の経営の維持安定に必要な資金

(3) 品質・安全管理対応資金

ア 製造工程の全般を管理する手法であるHACCP（危害分析・重要管理点）方式（水産食品の種類ごとに発生する可能性のある食品衛生上の危害を分析・特定し、かつ、それらの危害を管理することができる工程を重要管理点として特定し、重点的に管理するとともに、その管理内容を記録することにより、工程全般を通じて危害の発生を防止し、製品の安全性の確保を図る方法をいう。以下同じ。）の導入に必要な資金

イ 水産加工品の品質・安全管理に係る消費者への情報提供等（生産地、生産者、使用薬剤等原材料についての情報及び水産加工場、物流センター等における保管、輸送方法等の記録の集約を行い、消費者に対して情報提供をすることをいう。以下同じ。）に必要な資金

(4) 国際規制経営安定資金

ア 最近の外国政府による200海里漁業水域の管理の強化等に伴い、これらの水域で漁獲され、水産加工の用に供される水産物（以下「国際規制関係原料魚」という。）の供給不足等によって水産加工場の操業に顕著な影響を受け、その経営の維持安定が困難な状況に陥った水産加工業者等の経営の維持安定に必要な資金（返済期限到来後未返済となっている債務又は返済期限未到来の債務のうち、返済期限延長、借換え等により、実質的に延滞若しくは固定化していると認められる債務の整理を行うのに必要な資金に限る。）

イ 「国際漁業再編対策について」（平成元年12月22日付け閣議了解）に基づき漁業に関する国際規制の強化により操業の維持に支障を生じたものとして農林水産大臣が指定する漁業を営む者の水産加工業への事業転換等に必要な資金（国際漁業再編対策実施要綱（平成2年3月26日付け2水漁第739号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第8の2の（2）の規定による減船漁業者救済費交付金から特別交付金、とも補償残及び退職金を除いた額（以下「A」という。）に算定係数を除して得た額からAを差し引いた額及び実施要綱第9の2の（2）の規定による不要漁船処理費交付金の2分の1の合計額から特別交付金を差し引いた額の整理を行うのに必要な資金に限る。）

4 この通知において「一般融資機関」とは、第3の2の融資機関のうち株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫以外の融資機関をいう。

- 5 この通知において「利子補給等」とは、都道府県が、水産加工経営改善促進資金の融通を行った一般融資機関に対して行う利子補給又は株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫から水産加工経営改善促進資金の融通を受けた水産加工業者等に対して行う金利負担軽減の措置をいう。

第3 貸付条件等について（基準）

1 貸付対象者

貸付対象者は、水産加工業者等であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 事業・経営体質強化資金

ア 第2の3の(1)のアの資金

(ア) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までの期間において、当該水産加工場における原料の全使用量のうち近海等水産資源の占める割合が3分の1以上であった者であること。

(イ) 近海等水産資源を原材料とする新製品・新技術の開発又は導入を図ろうとする者であって、今後その需要の増大が期待されるものを新規に生産し、若しくは増産しようとする者であること。

(ウ) (イ) の生産若しくは増産又は研究開発若しくは導入に係る適切な事業計画を有する者であること。

(エ) (イ) の生産若しくは増産又は研究開発若しくは導入を的確に遂行するに足りる技術的能力及び経営基盤を有する者であること。

イ 第2の3の(1)のイの資金

(ア) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までの期間において、当該水産加工場における原料の全使用量のうち近海等水産資源の占める割合が3分の1以上であった者であること。

(イ) 近海等水産資源を原材料とする食用水産加工品の製造等を行う場合であって、製品の転換、製造若しくは加工の共同化又は合併若しくは営業の譲受けのいずれかを行おうとする者であること。

(ウ) (イ) の製品の転換、製造若しくは加工の共同化又は合併若しくは営業の譲受けに係る適切な事業計画を有する者であること。

(エ) (イ) の製品の転換、製造若しくは加工の共同化又は合併若しくは営業の譲受けを的確に遂行するに足りる技術的能力及び経営基盤を有する者であること。

ウ 第2の3の(1)のウの資金

(ア) 共同購入に係る適切な事業計画を有すること。

(イ) 共同購入を的確に遂行するに足りる経営的基礎を有していること。

(ウ) 組合員に対する指導体制が整っていること。

(エ) 共同購入に係る原料魚等の供給を受ける個々の所属組合員が、イの要件に適合しており、かつ、単独で事業・経営体質強化資金の貸付けを受けないこと。

(2) 水産加工業経営安定資金

ア 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までの期間において、当該水産加工場に

おける原料の全使用量のうち近海等水産資源の占める割合が3分の1以上であった者であること。

イ 次のいずれかに該当すること

(ア) 貸付年度の直近の事業年度において水産加工経営の収支に欠損金が生じている者若しくは実質的に欠損の状況にあると認められる者又は貸付年度において実質的に欠損の状況となると認められる者であること。

(イ) 貸付申込みの直近6か月間において、当該水産加工場の操業度（原材料使用量、生産量、出荷量等総合的な操業の度合をいう。）が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較し、5分の4以下になっている者であること。

(ウ) 貸付申込みの直近6か月間において、当該水産加工場の主要加工原材料等の平均単価が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較し、1.2倍以上となっている者であること。

ただし、「資源回復計画の作成要領の制定について」（平成14年3月28日付け13水管第3882号水産庁長官通知）第1の1の規定に基づき作成された「資源回復計画」の対象魚種（以下「資源回復計画対象魚種」という。）を原材料として加工を行う場合にあっては、貸付申込みの直近6か月間において、当該水産加工場の主要加工原材料等のうち資源回復計画対象魚種の平均単価が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較し、1.2倍以上となっている者であること。

(3) 品質・安全管理対応資金

ア 第2の3の(3)のアの資金

(ア) HACCP（危害分析・重要管理点）方式の導入を図ろうとする者であること。

(イ) (ア)の導入に係る適切な事業計画を有する者であること。

(ウ) (ア)の導入を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

イ 第2の3の(3)のイの資金

(ア) 水産加工品の品質・安全管理に係る消費者への情報提供等を図ろうとする者であつて、HACCP（危害分析・重要管理点）方式を既に導入しているか又は導入を図ろうとする者であること。

(イ) (ア)の導入に係る適切な事業計画を有する者であること。

(ウ) (ア)の導入を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

(4) 国際規制経営安定資金

ア 第2の3の(4)のアの資金

(ア) 昭和58年度から昭和62年度までの水産加工経営改善強化資金（国際規制経営安定資金に限る。）の貸付けを受けた者であること。

(イ) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までの期間において、当該水産加工場の操業度（原材料使用量、生産量、出荷量等総合的な操業の度合をいう。）及び当該水産加工場における国際規制関係原料魚の使用量が、昭和59年同期に比較し、それぞれ5分の4以下になっている者であること。

(ウ) 昭和59年において、当該水産加工場における原料魚の全使用量のうち国際規制関係原料魚の占める割合が3分の1以上であった者であること。

(エ) 経営の維持安定が困難な状況にある者であること。

イ 第2の3の(4)のイの資金

- (ア) 実施要綱第8の1又は第9の1の(1)から(3)までに規定する者であること。
- (イ) 実施要綱第8の2の(2)の規定による減船漁業者救済費交付金又は実施要綱第9の2の(2)の規定による不要漁船処理費交付金のうち最終に交付したものの交付の日から3年以内に水産加工業へ事業転換等を行う者であること。
- (ウ) 水産加工業を的確に経営するのに足りる技術的能力及び経営基盤を有する者であること。

2 融資機関

水産加工経営改善促進資金の融資機関は、水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合、同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、同法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫並びに株式会社日本政策金融公庫とする。

3 貸付限度額

貸付限度額は、次のとおりとする。

(1) 事業・経営体質強化資金

ア 第2の3の(1)のア及びイの資金

借入者の水産加工品の年間売上高の5パーセントに相当する額又は3,000万円(組合の場合は、6,000万円)のいずれか低い額

イ 第2の3の(1)のウの資金

共同購入を希望する所属組合員の水産加工品の年間売上高の合計額の5パーセントに相当する額又は1億円のいずれか低い額

(2) 水産加工業経営安定資金

5,000万円

(3) 品質・安全管理対応資金

1,000万円

(4) 国際規制経営安定資金

水産加工業の種類	貸付限度額
すり身製造業	常時使用する従業員の数が40人以下の水産加工場を有する者については、1,900万円 常時使用する従業員の数が41人以上の水産加工場を有する者については、3,600万円
冷凍水産物製造業 (すり身製造業を除く。)	常時使用する従業員の数が40人以下の水産加工場を有する者については、1,900万円 常時使用する従業員の数が41人以上の水産加工場を有する者については、3,600万円
塩蔵品製造業	700万円
調味加工品製造業	600万円
乾製品類製造業	700万円

魚体前処理加工業	700万円
水産練製品製造業	常時使用する従業員の数が40人以下の水産加工場を有する者に限り、350万円

(注) 冷凍水産物製造業とは、生鮮魚介類又はこれを一時的に処理したものを原料として凍結設備を使用して冷凍品を製造する事業をいい、低温装置を施した倉庫に物品を保管する事業を含まない。

4 償還期限及び据置期間

償還期限は、3年以内（うち据置期間1年以内）とする。

5 償還方法

償還方法は、元本均等半年賦償還とする。ただし、水産加工業の操業の形態に応じて、別の償還回数を定めることを妨げない。

6 貸付利率

株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫からの融資に係る貸付利率は、当該融資機関における通常の貸付利率とし、一般融資機関からの融資に係る貸付利率は、別途通知する貸付利率の基準となる率（以下「末端金利」という。）とする。

第4 利子補給等

1 利子補給契約の締結等

一般融資機関との利子補給契約の締結又は株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫から水産加工経営改善促進資金の融通を受けた水産加工業者等に対する金利負担軽減補助に当たっては、別紙1及び別紙2に掲げる利子補給規程例及び利子補給契約書例を参考にしつつ、以下に留意する。

- (1) 水産加工経営改善促進資金に係る利子補給事業を行おうとする場合には、あらかじめ利子補給規程を定めること。
- (2) 都道府県が当該規程に基づき一般融資機関と利子補給契約を締結するときは、都道府県及び一般融資機関の立場を相互に尊重し、かつ、それぞれの実情に応じた内容の契約を締結すること。
- (3) 株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫から水産加工経営改善促進資金の融通を受けた水産加工業者等に対する金利負担軽減の措置は、当該水産加工業者等からの金利負担軽減補助の申請に基づいて行うこと。

2 利子補給率等

- (1) 水産加工経営改善促進資金の融通を行った一般融資機関に対する利子補給率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の水産業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と末端金利との差であり、株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫から水産加工経営改善促進資金の融通を受けた水産加工業者等に対する金利負担軽減補助の措置に係る補助率は、当該融資に係る約定貸付利率と末端金利との差であ

る。

なお、基準金利については、一般融資機関が水産加工経営改善促進資金を円滑に融資し得るよう、一般融資機関の調達コストや一般の金利動向を勘案して設定する。

- (2) 一般融資機関に対する利子補給率については、水産加工経営改善促進資金が水産加工業者等に円滑に融通されるよう、(3)により国が通知する基準金利を参考として適正な水準を設定する。
- (3) 基準金利については、水産庁が毎月、第3の6の末端金利の見直しに合わせて見直し、都道府県に対して通知する。

第5 その他

1 都道府県知事の認定

水産加工経営改善促進資金の借入れを希望する者が第3の1の要件に該当するかどうかについて、当該水産加工業者等の有する水産加工場が所在する区域を管轄する都道府県知事は、資金の種類ごとに次に掲げる書類を審査の上、当該水産加工業者等に対し貸付対象者認定書(別記様式例第1号)を交付する。

(1) 事業・経営体質強化資金

ア 第2の3の(1)のアの資金

- (ア) 新製品開発計画等調書(別記様式例第2号)
- (イ) 経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書(別記様式例第3号)
- (ウ) 財務諸表、税務申告書又はこれらに類するもので経営内容が把握できるもの

イ 第2の3の(1)のイの資金

- (ア) 製品転換計画調書(別記様式例第4号)又は合併等計画調書(別記様式例第5号)
- (イ) 経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書(別記様式例第3号)
- (ウ) 財務諸表、税務申告書又はこれらに類するもので経営内容が把握できるもの
- (エ) 合併又は営業の譲受けによる場合は、契約書等の写し

ウ 第2の3の(1)のウの資金

- (ア) 水産資源共同購入計画等調書(別記様式例第6号)
- (イ) 経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書(別記様式例第7号)
- (ウ) 組合の財務諸表

(2) 水産加工業経営安定資金

- ア 操業状況等調書(別記様式例第8号)
- イ 経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書(別記様式例第9号)
- ウ 財務諸表、税務申告書又はこれらに類するもので経営内容が把握できるもの

(3) 品質・安全管理対応資金

ア 第2の3の(3)のアの資金

- (ア) 危害分析・重要管理点方式導入計画調書(別記様式例第10号)
- (イ) 経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書(別記様式例第11号)
- (ウ) 財務諸表、税務申告書又はこれらに類するもので経営内容が把握できるもの

イ 第2の3の(3)のイの資金

- (ア) 品質・安全管理計画調書(別記様式例第12号)

- (イ) 経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書（別記様式例第11号）
- (ウ) 財務諸表、税務申告書又はこれらに類するもので経営内容が把握できるもの
- (エ) 既にHACCP（危害分析・重要管理点）方式を導入している場合は、それを証明する書類

(4) 国際規制経営安定資金

ア 第2の3の(4)のアの資金

- (ア) 操業状況等調書（別記様式例第13号）
- (イ) 経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書（別記様式例第14号）
- (ウ) 財務諸表、税務申告書又はこれらに類するもので経営内容が把握できるもの

イ 第2の3の(4)のイの資金

- (ア) 事業転換等実施計画調書（別記様式例第15号）
- (イ) 事業計画及び交付金の交付状況並びに償還計画調書（別記様式例第16号）
- (ウ) 財務諸表、税務申告書又はこれらに類するもので経営内容が把握できるもの
- (エ) 社団法人大日本水産会が、実施要綱第8の2の(2)の規定による減船漁業者救済費交付金又は実施要綱第9の2の(2)の規定による不要漁船処理費交付金を交付したことを証する書面の写し

2 組合長の証明

- (1) 水産加工経営改善促進資金の借入れを希望する者が水産加工業者である場合には、1の認定に際し、あらかじめ第3の1の(1)のアの(ア)から(ウ)まで、第3の1の(1)のイの(ア)から(ウ)まで、第3の1の(2)のア及びイの(イ)若しくは(ウ)、第3の1の(3)のアの(ア)及び(イ)、第3の1の(3)のイの(ア)及び(イ)、第3の1の(4)のアの(イ)及び(ウ)又は第3の1の(4)のイの(イ)の要件に該当することについて、当該水産加工業者が所属する組合の長（借入れを希望する者が現に組合の組合員でない等の場合には、市町村長等これに代わる者）の証明を受ける。
- (2) (1)の証明は、事業・経営体質強化資金にあつては別記様式例第2号、第4号又は第5号、水産加工業経営安定資金にあつては別記様式例第8号、品質・安全管理対応資金にあつては別記様式例第10号又は第12号、国際規制経営安定資金にあつては別記様式例第13号又は第15号を参考にされたい。

3 借入手続等

融資機関からの借入手続等については、以下を参考にされたい。

(1) 一般融資機関による場合

- ア 水産加工経営改善促進資金の借入れを希望する者は、借入申込書に第5の1による貸付対象者認定書を添付して一般融資機関に提出する。
- イ 一般融資機関は、アの借入申込書の内容を審査の上、利子補給承認申請書（別記様式例第17号）を作成し、これに借入申込書の写しを添付して都道府県に提出する。
- ウ 都道府県は、イの書類の内容を審査の上、利子補給の諾否の決定を行い、一般融資機関に利子補給承認書（別記様式例第18号）を交付する。
- エ 一般融資機関は、ウの決定に基づき貸付決定を行い、かつ、これを実行したときは、

遅滞なく、貸付実行報告書（別記様式例第19号）を都道府県に提出する。

オ 都道府県は、利子補給規程に基づき一般融資機関から利子補給金請求書（別記様式例第20号）の提出があったときは、その内容を審査の上、利子補給金の交付の決定を行い、一般融資機関にその旨を通知する。

(2) 株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫による場合

ア 水産加工経営改善促進資金の借入れを希望する者は、借入申込書にの第5の1による貸付対象者認定書を添付して株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫に提出する。

イ 政府関係融資機関は、アの借入申込書の内容を審査の上、貸付決定を行い、かつ、これを実行したときは、遅滞なく、貸付実行報告書（別記様式例第21号）を都道府県に提出する。

ウ 水産加工経営改善促進資金の借入者は、都道府県に金利負担軽減補助金請求書（別記様式例第22号）を提出する。

エ 都道府県は、ウの書類の内容を審査の上、金利負担軽減補助の決定を行い、水産加工経営改善促進資金の借入者にその旨を通知する。

4 信用保証等

水産加工経営改善促進資金の借入れについて、漁業信用基金協会又は中小企業信用保証協会の債務保証その他の信用補完の措置が必要であると認める場合には、都道府県は、水産加工経営改善促進資金の融通が円滑に行われるよう関係機関に対して適切な措置を講じる。

5 帳票類の整理保管

融資機関は、水産加工経営改善促進資金の貸付け及び利子補給又は金利負担軽減補助に係る帳票類を他と区分して、貸付年度ごとに、利子補給等終了後5年間保管する。

6 資金の使途の適正化

都道府県は、この通知の趣旨に沿って、水産加工経営改善促進資金が水産加工業者等の経営の維持安定及び食用水産加工品の供給の安定を図るための経費として適正に使用されるよう関係者を指導する。

7 長期金融協会の助成

財団法人農林水産長期金融協会は、予算の範囲内において、都道府県に対して、この事業の実施に必要な経費について、農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱（平成2年3月29日付け2農経A第321号）に定めるところにより補助するものとする。この助成措置は、第3の貸付条件等に則して貸し付けられる場合について行われるものである。

第6 モニタリングの実施について

1 水産庁は、税源移譲後における都道府県の水産加工経営改善促進資金に係る利子補給等事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。

- 2 水産庁は、水産加工経営改善促進資金を貸し付ける融資機関に対し、都道府県の利子補給等の実施状況に関する意見等を求めるものとする。
- 3 水産庁は、1及び2により求めた資料を元に、都道府県及び融資機関との水産加工経営改善促進資金制度の運営についての意見交換及び必要に応じ都道府県に対して水産加工業者等の資金需要に的確に応じた事業の実施のための要請を行うものとする。
- 4 モニタリングの具体的な実施方法は、別途定めて通知するものとする。

附 則

この通知は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式例第1号

年度水産加工経営改善促進資金貸付対象者認定書

〇〇県（都道府）知事 殿

年度の水産加工経営改善促進資金（ 資金）の借入れにつき認定を受けたく、関係書類を添付して申請いたします。

年 月 日

（借入希望者住所）
（氏名又は名称）

（注）申請に当たっては、以下の書類を添付すること。

- （1）事業・経営体質強化資金にあつては、新製品開発計画等調書、製品転換計画調書、合併等計画調書又は水産資源共同購入計画等調書、水産加工業経営安定資金にあつては、操業状況等調書、品質・安全管理対応資金にあつては、危害分析・重要管理点方式導入計画調書又は品質・安全管理計画調書、国際規制経営安定資金にあつては、操業状況等調書又は事業転換等実施計画調書
- （2）経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書
- （3）財務諸表等

上記の者は、水産加工経営改善促進資金における貸付対象者の要件のいずれにも該当する者であることを認定する。

なお、貸付けを受けるに当たっては、次の内容であることを条件とする。

資金の種類	資金
貸付利率	年 パーセント
貸付限度額	千円

年 月 日

〇〇県（都道府）知事 氏 名

新製品開発計画等調書
〔事業・経営体質強化資金〕

(借入希望者住所)
(氏名又は名称)
(水産加工場所在地)

水産加工業の種類	業	資本金(出資金)額	千円	
常時使用従業員数 (うち、製品開発担当の技術者数)	人(人)	水産加工品の年間売上高	千円	
新製品開発計画等の概要	1 原材料の魚種名			
	2 製品名			
	3 当該製品の概要(企業化の前提となる基礎的な試験研究及び調査の状況、製法、用途等を含む。)			
	事業計画	4	原材料使用量 (魚種別に記入のこと)	トン
			製品生産量	トン
			生産出荷額	千円
所		主原材料費	千円	
要		副資材費		
経	労務費 開発費 技術導入費			
費	その他の製造経費			
	販売経費			
	合計			
	5	事業・経営体質強化 資金	千円	
		その他の借入資金		
		自己資金		
		合計		

- (注) 1 事業計画は、今後1年間について記入のこと。
2 所要経費は、減価償却費、金融費用等の管理費を含まないこと。

区分	年	備考
近海等資源 原料魚等 使用状況	全魚種(全原材料)使用量	トン(A)
	うち、近海等資源 原料魚等使用量計 魚種別 内訳	トン(B)
近海等資源原料魚等使用割合 (B)/(A)		%

- (注) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までについて記入すること。
〔近海等資源原料魚使用割合が、33%(1/3)以上であること〕

上記調書の内容は、水産加工経営改善促進資金〔事業・経営体質強化資金〕の貸付対象者の要件に該当するものであることを証明する。

年 月 日

所属組合の長

別記様式例第3号

経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書
〔事業・経営体質強化資金〕

1 経営の状況

(年 月 日現在)

住 氏 名 又 は 名 称				
水産加工業の種類	業	常時使用従業員数	人	資本金(出資金)額 千円
収支の状況〔自 年 月 日～至 年 月 日〕	うち、原材料費 労務費 その他の製造経費 販売経費 減価償却費 金融費用			
1 総収入〔うち、加工収入〕	千円(千円)			
〔加工数量、平均価格〕	[トン 千円/トン]			
2 総支出〔うち、加工支出〕	千円(千円)			
3 差引(1-2)	千円(千円)			

- (注) 1. 水産加工業の種類は、主たる加工業を記入のこと。
2. 収支の状況は、直近事業年度のものを記入のこと。

2 借入れ等の状況

(年 月 日現在)

科 目	借入先 (相手先)	資 金 使 途	当初借入日 (発生日)	当初借入額 (発金額)	償還期限 (支払期限)	利 率 (年率)	現 在 残 高	うち、 固 定 化 負 債 残 高	事業・経営体質 強 化 資 金
			年月日	千円	年月日	%	千円	千円	千円
計									

- (注) 1. 科目は、短期借入金、長期借入金、未払金等別に記入のこと。
2. 資金使途は、制度資金にあつては資金名を、その他の資金にあつては運転資金、設備資金等と具体的に記入のこと。
3. 固定化負債残高は、償還(支払)期限到来済みの未返済額等を記入のこと。
4. 事業・経営体質強化資金は、今回の当該資金の借入申込予定額を記入のこと。

3 償還計画

区 分	償還等計画 合 計 額	今 後 の 償 還 等 計 画 額			
		1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目 以 降
償還等内訳	千円	千円	千円	千円	千円
元 金 償 還 計 画 額 (うち、事業・経営体質強化資金分)					
利 息 等 支 払 計 画 額 (うち、事業・経営体質強化資金分)					
合 計 額 (うち、事業・経営体質強化資金分)					
(償 還 財 源 内 訳)					

- (注) 1. 長期借入金について記入のこと。
2. 償還財源内訳は、具体的かつ計画可能な財源を記入のこと。

製品転換計画調書
〔事業・経営体質強化資金〕

(借入希望者住所)
(氏名又は名称)
(水産加工場所在地)

水産加工業の種類	業	資本金(出資金)額	千円	
常時使用従業員数	人	水産加工品の年間売上高	千円	
製品転換計画の概要	1 原材料の魚種名			
	2 転換後製品名			
	3 当該製品の概要(製品転換の内容・必要性、企業化の状況、製法、需要見込等を含む。)			
	事業計画	4	原材料使用量 (魚種別に記入のこと。)	トン
			a 新規生産、b 増産 製品生産量〔 (当該番号を○で囲むこと。)	トン
			製品出荷額	千円
		主原材料費	千円	
		副資材費		
	要	労務費		
	経	その他の製造経費		
	費	販売経費		
		合計(A)		
	5	事業・経営体質強化 資 金	千円	
		その他の借入金		
		自己資金		
		合 計		

- (注) 1 事業計画は、今後1年間について記入のこと。
2 事業計画は、新規生産又は増産に係る部分について記入のこと。
3 所要経費は、減価償却費、金融費用等の管理費を含まないこと。

区 分	年	備 考
近海等資源 原料魚等 使用状況	全魚種(全原材料)使用量	トン(A)
	うち、近海等資源 原料魚等使用量計 魚種別{ 内 訳{	トン(B)
近海等資源原料魚等使用割合 (B)/(A)		%

- (注) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までについて記入すること。
[近海等資源原料魚使用割合が、33%(1/3)以上であること]

上記調書の内容は、水産加工経営改善促進資金〔事業・経営体質強化資金〕の貸付対象者の要件に該当するものであることを証明する。

年 月 日

所属組合の長

合併等計画調書
〔事業・経営体質強化資金〕

(借入希望者住所)
(氏名又は名称)
(水産加工場所在地)

水産加工業の種類	業	資本金(出資金)額	千円	
常時使用従業員数	人	水産加工品の年間売上高	千円	
合併等計画の概要	1 合併又は営業の譲受けの相手方、年月日、内容			
	2 原材料の魚種名			
	3 製品名			
	4 当該製品の概要(企業化の状況、製法、需要見込等を含む。)			
	4	原材料使用量	トン	5 資 金 計 画 事業・経営体質強化 資 金 千円 その他の借入金 自 己 資 金 合 計
		(魚種別に記入のこと。)		
		製品生産量 [a 新規生産、b 増産]	トン	
		(当該番号を○で囲むこと。)		
		製品出荷額	千円	
		所要経費	千円	
所 要 経 費	主原材料費	千円		
	副資材費			
	労務費			
	その他の製造経費			
	販売経費			
	合計(A)			

- (注) 1 事業計画は、今後1年間について記入のこと。
2 事業計画は、新規生産又は増産に係る部分について記入のこと。
3 所要経費は、減価償却費、金融費用等の管理費を含まないこと。

区 分	年	備 考
近海等資源 原料魚等 使用状況	全魚種(全原材料)使用量	トン(A)
	うち、近海等資源原料魚等使用量計魚種別 内 訳 { }	トン(B)
近海等資源原料魚等使用割合 (B) / (A)		%

- (注) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までについて記入すること。
[近海等資源原料魚使用割合が、33%(1/3)以上であること]

上記調書の内容は、水産加工経営改善促進資金〔事業・経営体質強化資金〕の貸付対象者の要件に該当するものであることを証明する。

年 月 日

所属組合の長

水産資源共同購入計画等調書
〔事業・経営体質強化資金〕

(住 所)
(組 合 名)
(代 表 者 名)

組 合 員 数	人 (うち、共同購入希望者 人)		出 資 金 額	千円			
近 海 資 源 共 同 購 入 計 画 の 概 要	1. 主な製品名及びその概要 (企業化の状況、製法、需要見込等を含む。)						
	2. 共同購入の概要 (供給方法、決済方法等を含む。)						
3 事 業 計 画	共同購入希望者名	数 量 (魚種別に記入 のこと。)	金 額 (魚種別に記入 のこと。)	製 品 名	製 品 生 産 量	製 品 出 荷 額	水産加工品の 年間売上高 (直近事業年度)
		トン	千円		トン	千円	千円
	合 計		(A)				
4 所 要 資 金 額	$(A) \times \frac{\text{(組合の代金回収期間)}}{365}$ 千円			5 資 金 計 画	事業・経営体質強化資金 千円 その他の借入資金 自 己 資 金 合 計		

- (注) 1 事業計画は、今後1年間について記入のこと。
 2 事業計画は、個々の共同購入希望者が新規生産又は増産のために共同購入を希望する部分について記入のこと。

区 分	年	備 考
近 海 等 資 源 原 料 魚 等 使 用 状 況	全魚種(全原材料)使用量	トン(A)
	うち、近海等資源 原料魚等使用量計 魚種別 { 内 訳 {	トン(B)
近海等資源原料魚等使用割合 (B)/(A)		%

- (注) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までについて記入すること。
 [近海等資源原料魚使用割合が、33% (1/3) 以上であること]

別記様式例第7号

経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書
〔事業・経営体質強化資金〕

1 経営の状況

(年 月 日現在)

住 組 代 表 者 名				
組 合 員 数	業 職 員 数	人	出 資 金 額	千円
収 支 の 状 況〔自 年 月 日～至 年 月 日〕		購 買 事 業 取 扱 費		千円
1 総収入〔うち、 購買販売事業収入〕	千円 (千円)	うち、水産加工原料取扱高		千円
2 総支出〔うち、 購買販売事業支出〕	千円 (千円)	販 売 事 業 取 扱 高		千円
3 差 引 (1 - 2)	千円 (千円)	うち、水産加工品取扱高		千円

(注) 1. 収支の状況は、直近事業年度のものを記入のこと。

2 借入れ等の状況

(年 月 日現在)

科 目	借 入 先 (相 手 先)	資 金 使 途	当 初 借 入 日 (発 生 日)	当 初 借 入 額 (発 生 額)	償 還 期 限 (支 払 期 限)	利 率 (年 率)	現 在 残 高	うち、 固 定 化 負 債 残 高	事業・経営体質強化 資 金
			年月日	千円	年月日	%	千円	千円	千円
計									

- (注) 1. 科目は、短期借入金、長期借入金、未払金等別に記入のこと。
2. 資金使途は、制度資金にあつては資金名を、その他の資金にあつては運転資金、設備資金等と具体的に記入のこと。
3. 固定化負債残高は、償還（支払）期限到来済みの未返済額等を記入のこと。
4. 事業・経営体質強化資金は、今回の当該資金の借入申込予定額を記入のこと。

3 償還計画

区 分	償 還 等 計 画 合 計 額	今 後 の 償 還 等 計 画 額			
		1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目 以 降
元 金 償 還 計 画 額 (うち、事業・経営体質強化資金分)	千円	千円	千円	千円	千円
利 息 等 支 払 計 画 額 (うち、事業・経営体質強化資金分)					
合 計 額 (うち、事業・経営体質強化資金分)					
(償 還 財 源 内 訳)					

- (注) 1. 長期借入金について記入のこと。
2. 償還財源内訳は、具体的かつ計画可能な財源を記入のこと。

操業状況等調書
〔水産加工業経営安定資金〕

(借入希望者住所)
(氏名又は名称)
(水産加工場所在地)

1 近海等資源原料魚等使用状況

区 分		年	備 考
近海等資源 原料魚等 使用状況	全魚種(全原材料)使用量	トン(A)	
	うち、近海等資源 原料魚等使用量計 魚種別 { 内 訳 {	トン(B)	
		近海等資源原料魚等使用割合 (B)/(A) %	

(注) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までに記入すること。
〔近海等資源原料魚等使用割合が、33%(1/3)以上であること〕

2 操業状況

区 分	年度(A) (月～ 月)	年度(B) (月～ 月)	操 業 度 (A)/(B)
操 業 状 況	原料魚等使用量 トン	トン	%
	生産量 トン	トン	%
	出荷量 トン	トン	%
	その他 [] トン	トン	%

(注) 原料魚等使用量、生産量、出荷量及びその他の操業状況を表す具体的な数量等を、(A)欄には貸付申込みの直近6か月間について、(B)欄には直近3か年のいずれかの同期について記入すること。
〔操業度は80%以下であること〕

3 主要原材料価格状況

原材料魚種名	年度(A) [月～ 月]		年度(B) [月～ 月]		価格変動率 (C)/(D)
	数 量	価格(C)	数 量	価格(D)	
価格 状 況	(E) トン	円/kg	トン	円/kg	
	計 (%)	円/kg ※(注)	(%)	円/kg ※(注)	%
	(F) トン	円/kg	トン	円/kg	%
	計 トン	円/kg ※(注)	トン	円/kg ※(注)	%
総原料魚等使用量	トン (100%)		トン (100%)		

(注) 1. (E)欄には総原料魚等使用量のうち、70%以上をカバーするまでの魚種について、(A)欄には貸付申込みの直近6か月間について、(B)欄には直近3か年のいずれかの同期について、(F)欄には、(E)欄のうち資源回復計画対象魚種が該当する場合に記入すること。
2. 計の欄のうち、価格(※)の部分については、各魚種の平均単価の合計額を魚種数で除した額を記入すること。
〔価格変動率は120%以上であること〕

上記調書の内容は、水産加工業経営改善促進資金〔水産加工業経営安定資金〕の貸付対象者の要件に該当するものであることを証明する。

年 月 日

所属組合の長

経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書
〔水産加工業経営安定資金〕

1 経営の状況

(年 月 日現在)

住 氏 名 又 は 名 称				
水産加工業の種類	業	常時使用従業員数	人	資本金(出資金)額 千円
収支の状況〔自 年 月 日～至 年 月 日〕	うち、原材料費 労務費 その他の製造経費 販売経費 減価償却費 金融費用			
1 総収入〔うち、加工収入〕	千円(千円)			
〔加工数量、平均価格〕	[トン 千円/トン]			
2 総支出〔うち、加工支出〕	千円(千円)			
3 差引(1-2)	千円(千円)			

- (注) 1. 水産加工業の種類は、主たる加工業を記入のこと。
2. 収支の状況は、直近事業年度のものを記入のこと。

2 借入れ等の状況

(年 月 日現在)

科 目	借入先 (相手先)	資 金 使 途	当初借入日 (発生日)	当初借入額 (発金額)	償還期限 (支払期限)	利 率 (年率)	現 在 残 高	うち、 固 定 化 負 債 残 高	水 産 加 工 業 経 営 安 定 資 金
			年月日	千円	年月日	%	千円	千円	千円
計									

- (注) 1. 科目は、短期借入金、長期借入金、未払金等別に記入のこと。
2. 資金使途は、制度資金にあつては資金名を、その他の資金にあつては運転資金、設備資金等と具体的に記入のこと。
3. 固定化負債残高は、償還(支払)期限到来済みの未返済額等を記入のこと。
4. 水産加工業経営安定資金は、今回の当該資金の借入申込予定額を記入のこと。

3 償還計画

区 分	償還等計画 合 計 額	今 後 の 償 還 等 計 画 額			
		1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目 以 降
償還等内訳	千円	千円	千円	千円	千円
元 金 償 還 計 画 額 (うち、水産加工業経営安定資金分)					
利 息 等 支 払 計 画 額 (うち、水産加工業経営安定資金分)					
合 計 額 (うち、水産加工業経営安定資金分)					
(償 還 財 源 内 訳)					

- (注) 1. 長期借入金について記入のこと。
2. 償還財源内訳は、具体的かつ計画可能な財源を記入のこと。

危害分析・重要管理点方式導入計画調書
〔品質・安全管理対応資金〕

(借入希望者住所)
(氏名又は名称)
(水産加工場所在地)

水産加工業の種類	業	資本金（出資金）額	千円
常時使用従業員	人	水産加工品の年間売上高	千円
危害分析・重要管理点方式導入計画	当該計画の概要（従業員の教育訓練、危害分析の特定、重要管理点の決定等）		
	所 要 経 費	1 当該経費の必要経費 千円	資 金 計 画
		2 衛生検査備品費	
		3 その他	
		品質・安全管理対応資金 千円	
		その他の借入金	
		自己資金	
		合計	

- (注) 1 危害分析・重要管理点方式導入計画は、今後1年間について記入すること。
2 所要経費は、減価償却費を含まないこと。

上記調書の内容は、水産加工経営改善促進資金〔品質・安全管理対応資金〕の貸付対象者の要件に該当するものであることを証明する。

年 月 日

所属組合の長

経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書
〔品質・安全管理対応資金〕

1 経営の状況

(年 月 日現在)

住所 氏名又は名称				
水産加工業の種類	業	常時使用従業員数	人	資本金(出資金)額 千円
収支の状況〔自 年月日～至 年月日〕	うち、原材料費 労務費 その他の製造経費 販売経費 原価償却費 金融費用			
1 総収入〔うち、加工収入〕	千円(千円)			
〔加工数量、平均価格〕	[トン 千円/トン]			
2 総支出〔うち、加工支出〕	千円(千円)			
3 差引(1-2)	千円(千円)			

- (注) 1. 水産加工業の種類は、主たる加工業を記入のこと。
2. 収支の状況は、直近事業年度のものを記入のこと。

2 借入れ等の状況

(年 月 日現在)

科目	借入先 (相手先)	資金 使途	当初借入日 (発生日)	当初借入額 (発生額)	償還期限 (支払期限)	利率 (年率)	現在 残高	うち、 固定化 負債残高	品質・安全管理 対応資金
			年月日	千円	年月日	%	千円	千円	千円
計									

- (注) 1. 科目は、短期借入金、長期借入金、未払金等別に記入のこと。
2. 資金使途は、制度資金にあつては資金名を、その他の資金にあつては運転資金、設備資金等と具体的に記入のこと。
3. 固定化負債残高は、償還(支払)期限到来済みの未返済額等を記入のこと。
4. 品質・安全管理対応資金は、今回の当該資金の借入申込予定額を記入のこと。

3 償還計画

区分	償還等計画 合計額	今後の償還等計画額			
		1年目	2年目	3年目	4年目以降
元金償還計画額 (うち、品質・安全管理対応資金分)	千円	千円	千円	千円	千円
利息等支払計画額 (うち、品質・安全管理対応資金分)					
合計額 (うち、品質・安全管理対応資金分)					
(償還財源内訳)					

- (注) 1. 長期借入金について記入のこと。
2. 償還財源内訳は、具体的かつ計画可能な財源を記入のこと。

品質・安全管理計画調書
〔品質・安全管理対応資金〕

(借入希望者住所)
(氏名又は名称)
(水産加工場所在地)

水産加工業の種類	業	資本金（出資金）額	千円																																			
常時使用従業員	人	水産加工品の年間売上高	千円																																			
品質・安全管理計画	当該計画の概要 1 危害分析・重要管理点方式導入分（未導入の場合のみ記載） （従業員の教育訓練、危害分析の特定、重要管理点の決定等） 2 情報提供等実施分 （従業員の教育訓練、集約する情報の内容、情報提供内容・方法等）																																					
	所要経費	千円	<table border="1"> <tr> <td>1 危害分析・重要管理点方式導入分</td> <td>千円</td> <td>資</td> <td rowspan="2">品質・安全管理対応資金</td> </tr> <tr> <td>① 当該経費の必要経費</td> <td></td> <td>金</td> <td rowspan="2">千円</td> </tr> <tr> <td>② 衛生検査備品費</td> <td></td> <td>計</td> <td>その他の借入金</td> </tr> <tr> <td>③ その他</td> <td></td> <td>画</td> <td>自己資金</td> </tr> <tr> <td>2 情報提供実施分</td> <td>千円</td> <td></td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>① 当該経費の必要経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 情報提供に必要な機器費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 品質検査備品費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 危害分析・重要管理点方式導入分	千円	資	品質・安全管理対応資金	① 当該経費の必要経費		金	千円	② 衛生検査備品費		計	その他の借入金	③ その他		画	自己資金	2 情報提供実施分	千円		合計	① 当該経費の必要経費				② 情報提供に必要な機器費				③ 品質検査備品費				④ その他		
1 危害分析・重要管理点方式導入分	千円	資	品質・安全管理対応資金																																			
① 当該経費の必要経費		金		千円																																		
② 衛生検査備品費		計	その他の借入金																																			
③ その他		画	自己資金																																			
2 情報提供実施分	千円		合計																																			
① 当該経費の必要経費																																						
② 情報提供に必要な機器費																																						
③ 品質検査備品費																																						
④ その他																																						

(注) 1 品質・安全管理計画は、今後1年間について記入すること。
2 所要経費は、減価償却費を含まないこと。

上記調書の内容は、水産加工経営改善促進資金〔品質・安全管理対応資金〕の貸付対象者の要件に該当するものであることを証明する。

年 月 日

所属組合の長

操業状況等調書
〔国際規制経営安定資金〕

(借入希望者住所)
(氏名又は名称)
(水産加工場所在地)

1 操業状況

区 分		昭和59年 (A)	年 (B)	操業度 (B) / (A)
操 業 状 況	原料魚使用量 (トン)			
	生産量 (トン)			
	出荷量 (トン)			
	その他 []			

(注) 原料魚使用量、生産量、出荷量及びその他の操業状況を表す具体的な数量等を昭和59年1月1日から12月31日までの期間及び借入希望年度の前年の1月1日から12月31日までの期間について記入すること。

2 国際規制関係原料魚の使用及び依存状況

(単位：トン)

	昭和59年	年	備 考
全魚種 (全原材料) 合計	(A)		(B) / (A) %
うち、国際規制関係原料魚 計	(B)	(C)	(C) / (A) %
魚種別 { 内 訳 }			
うち、その他の魚種 計			
魚種別 { 内 訳 }			

(注) 昭和59年1月1日から12月31日までの期間及び借入希望年度の前年の1月1日から12月31日までの期間について記入すること。

上記調書の内容は、水産加工経営改善促進資金〔国際規制経営安定資金〕の貸付対象者の要件に該当するものであることを証明する。

年 月 日

所属組合の長

経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書
〔国際規制経営安定資金〕

1 経営の状況

(年 月 日現在)

住所 氏名又は名称				
水産加工業の種類	業	常時使用従業員数	人	資本金(出資金)額 千円
収支の状況〔自 年月日～至 年月日〕		→ うち、原材料費		
1 総収入〔うち、加工収入〕	千円(千円)	労務費		
〔加工数量、平均価格〕	〔 トン 千円/トン〕	その他の製造経費		
2 総支出〔うち、加工支出〕	千円(千円)	販売経費		
		減価償却費		
3 差引(1-2)	千円(千円)	金融費用		

- (注) 1. 水産加工業の種類は、主たる加工業を記入のこと。
2. 収支の状況は、直近事業年度のものを記入のこと。

2 借入れ等の状況

(年 月 日現在)

科目	借入先 (相手先)	資金 使途	当初借入日 (発生日)	当初借入額 (発金額)	償還期限 (支払期限)	利率 (年率)	現在 残高	うち、 固定化 負債残高	うち、 国際規制経営安定 資金による整理高
			年月日	千円	年月日	%	千円	千円	千円
計									

- (注) 1. 科目は、短期借入金、長期借入金、未払金等別に記入のこと。
2. 資金使途は、制度資金にあつては資金名を、その他の資金にあつては運転資金、設備資金等と具体的に記入のこと。
3. 固定化負債残高は、償還(支払)期限到来済みの未返済額等を記入のこと。
4. 国際規制経営安定資金による整理高は、今回の当該資金の借入申込予定額を記入のこと。

3 償還計画

区分	償還等計画 合計額	今後の償還計画			
		1年目	2年目	3年目	4年目以降
償還等内訳	千円	千円	千円	千円	千円
元金償還計画額 (うち、国際規制経営安定資金分)					
利息等支払計画額 (うち、国際規制経営安定資金分)					
合計額 (うち、国際規制経営安定資金分)					
(償還財源内訳)					

- (注) 1. 長期借入金について記入のこと。
2. 償還財源内訳は、具体的かつ計画可能な財源を記入のこと。

事業転換等実施計画調書
〔国際規制経営安定資金〕

(借入希望者住所)
(氏名又は住所)

1. 事業転換等前の経営等の状況

特定漁業の種類		最終交付金の交付年月日	年 月 日
部 門	売 上 高	当 該 事 業 部 門 の 常 時 従 業 員 数	備 考
漁 業			
うち特定漁業部門			
水 産 加 工			
そ の 他			

- (注) 1. 特定漁業の種類は、漁業に関する国際規制の強化により操業の維持に支障を生じたものとして農林水産大臣が指定する漁業の種類のうち該当するものを記入すること。
2. 最終交付金の交付年月日は、実施要綱第8の2の(2)の規定による減船漁業者救済費交付金又は実施要綱第9の2の(2)の規定による不要漁船処理費交付金のうち最後に交付を受けたものの交付年月日を記入のこと。

2. 事業転換等後の事業計画

主な水産加工業の種類		資本金(出資金)額	千円
部 門	売 上 高	当 該 事 業 部 門 の 常 時 従 業 員 数	備 考
漁 業			
水 産 加 工			
そ の 他			

(注) 事業計画は、事業転換等後1年間について記入のこと。

上記調書の内容は、水産加工経営改善促進資金〔国際規制経営安定資金〕の貸付対象者の要件に該当するものであることを証明する。

年 月 日

所属組合の長

事業計画及び交付金の交付状況並びに償還計画調書
〔国際規制経営安定資金〕

1. 事業計画

住 氏 名 又 は 名 称	所 称	
主な水産加工業の種類		
収支計画〔自 年 月 日～至 年 月 日〕		
1 総収入	〔うち、 水産加工収入〕	千円 (千円)
2 総支出	〔うち、 水産加工支出〕	千円 (千円)
3 差引	(1 - 2)	千円 (千円)

(注) 収支計画は、今後1年間について記入のこと。

2. 減船漁業者救済費交付金又は不要漁船処理費交付金の交付状況

区 分	交付金算定 基礎額 (A)	交付金額 (B)	差 引 (A) - (B)	国際規制経営安定 資金対応金額
減船漁業者 救済費交付金	千円	千円	千円	千円
不要漁船 処理費交付金	千円	千円	千円	

(注) 国際規制経営安定資金対応金額は、今回の該当資金の借入申込書予定額を記入のこと。

3. 償還計画

区 分	償還等計 画合計額	今 後 の 償 還 等 計 画 額			
		1年目	2年目	3年目	4年目以降
償 還 等 内 訳	元金償還計画額 (うち、国際規制経営安定資金分)	千円	千円	千円	千円
	利息等支払計画額 (うち、国際規制経営安定資金分)				
	合 計 額 (うち、国際規制経営安定資金分)				
(償 還 財 源 内 訳)					

(注) 1. 長期借入金について記入のこと。
2. 償還財源内訳は、具体的かつ計画可能な財源を記入のこと。

年度水産加工業経営改善促進資金利子補給承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

住 所
融資機関名
代表者名

年度貸付けに係る水産加工業経営改善促進資金について、利子補給を受けたいので、水産加工業経営改善促進資金利子補給契約書第2条の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

資金の種類	貸付の相手方	貸付予定額	貸付予定日	貸付利率	利子補給率	据置期間	償還期限	債務保証委託		備考
								有	無	
		千円		%	%					

- (注) 1 債務保証委託は、〇〇県（都道府）漁業信用基金協会又は〇〇県（都道府）中小企業信用保証協会に対するものについて記入すること。
- 2 水産加工業経営改善促進資金の借入申込書の写しを添付すること。

年度水産加工業経営改善促進資金利子補給承認書

番 号
年 月 日

住 所

融資機関名

代表者名 殿

〇〇県（都道府）知事 氏 名

年 月 日付け第 号をもって申請のあった平成 年度貸付けに係る水産加工業経営改善促進資金の利子補給については、下記のとおり承認する。

記

申 請 事 項							決 定 事 項			備 考
資金の 種 類	貸付の 相手方	貸 付 予定額	貸 付 利 率	利 子 補給率	据 置 期 間	償 還 期 限	利子補 給対象 承認額	利 子 補給率	その他 の条件	
		千円	%	%			千円	%		

年度水産加工業経営改善促進資金貸付実行報告書

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

住 所
融資機関名
代表者名

年 月 日付け第 号をもって利子補給の承認を受けた平成 年度
水産加工業経営改善促進資金について、下記のとおり貸し付けたので報告する。

記

資金の 種 類	貸付の 相手方	貸 付 金 額	貸付日	貸 付 利 率	据 置 期 間	最終償 還期日	償 還 計 画		備 考
							1 回 目 (償還日)	2 回 目 以 降 (償還日)	
		千円		%			千円	千円	

年度水産加工業経営改善促進資金利子補給金請求書

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

住 所
融資機関名
代表者名

〇〇県（都道府）水産加工業経営改善促進資金利子補給規程第5条の規定に基づき、
年 月 日から 年 月 日までの期間に係る利子補給金
円の支払を別紙計算書を添えて請求する。

(別紙)

年度水産加工業経営改善促進資金利子補給金計算書

(計算期間 年 月 日～ 年 月 日)

貸付年度	資金の種類	利子補給率	期首残高	期中約定償還額	期中繰上償還額	期末残高	貸付平均残高	利子補給額
		%	円	円	円	円	円	円
	小計							

	小計							
合計								

(注) 貸付平均残高は、計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額を記入すること。

年度水産加工業経営改善促進資金貸付実行報告書

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

住 所
融資機関名
代表者名

年度において、〇〇県（都道府）水産加工業経営改善促進資金融通助成事業実施要綱に基づく水産加工業経営改善促進資金を下記のとおり貸し付けたので報告する。

記

資金の種類	貸付の相手方	貸付金額	貸付日	貸付利率（約定貸付利率）	据置期間	最終償還期日	償還計画		備考
							1回目（償還日）	2回目以降（償還日）	
		千円		%			千円	千円	

別記様式例第 2 2 号

年度水産加工業経営改善促進資金金利負担軽減補助金請求書

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

住 所
氏名又は名称

〇〇（都道府）水産加工業経営改善促進資金融通助成事業実施要綱に基づく水産加工業経営改善促進資金について、 年 月 日から 年 月 日までの期間に係る金利負担軽減補助金 円の支払を別紙計算書を添えて請求する。

（別紙）

年度水産加工業経営改善促進資金金利負担軽減補助金計算書
（計算期間 年 月 日～ 年 月 日）

貸付年度	資金の種類	金利負担軽減補給率	期首残高	期中約定償還額	期中繰上償還額	期末残高	貸付平均残高	金利負担軽減補助額
		%	円	円	円	円	円	円
	小計							
	小計							
	合計							

（注）貸付平均残高は、計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額を記入すること。

〇〇県（都道府）水産加工経営改善促進資金利子補給規程例

（利子補給）

第 1 条 〇〇県（都道府）は、〇〇県（都道府）水産加工経営改善促進資金融通助成事業実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する水産加工経営改善促進資金（以下「促進資金」という。）を貸し付ける融資機関（株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫を除く。以下同じ。）に対し、この規程の定めるところにより、当該促進資金に係る利子補給金を交付する。

（利子補給の対象となる促進資金の利子補給率）

第 2 条 前条の促進資金に係る利子補給率は、次のとおりとする。

資金の種類	貸付利率	利子補給率
事業・経営体質強化資金	年 パーセント以内	年 パーセント
	年 パーセント以内	年 パーセント
水産加工業経営安定資金	年 パーセント以内	年 パーセント
	年 パーセント以内	年 パーセント
品質・安全管理対応資金	年 パーセント以内	年 パーセント
	年 パーセント以内	年 パーセント
国際規制経営安定資金	年 パーセント以内	年 パーセント
	年 パーセント以内	年 パーセント

（利子補給契約書）

第 3 条 第 1 条の利子補給についての契約は、〇〇県（都道府）が融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

（利子補給金の額）

第 4 条 第 1 条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間における促進資金につき、第 2 条に規定する資金種類別、利子補給率別に算出した貸付平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。以下同じ。）にそれぞれ当該利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 ○○県(都道府)は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、その内容が適当であると認めたときは、当該請求書の提出を受けた日から30日以内にこれを支払うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第6条 ○○県(都道府)は、その利子補給に係る促進資金を借り受けた者が当該借入金を促進資金の目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給の全部又は一部を打ち切ることができるものとする。

2 ○○県(都道府)は、融資機関が実施要領又はこの規程に違反したときは、融資機関に対する利子補給の全部若しくは一部について打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を請求することができるものとする。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、○○県(都道府)が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る促進資金の融資に関し報告を求めた場合、又はその職員に当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

水産加工経営改善促進資金利子補給契約書例

〇〇県（都道府）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける〇〇県（都道府）水産加工経営改善促進資金融通助成事業実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する水産加工経営改善促進資金（以下「促進資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の貸付けに係る促進資金につき、〇〇県（都道府）水産加工経営改善促進資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙の貸付けに係る促進資金の償還期限等の変更（利子補給金の減少に係るものを除く。）に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

第4条 乙は、促進資金の貸付けを行ったとき又は当該資金の償還期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第5条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に定める方式により算出した額とする。

第6条 乙は、甲に対し利子補給規程第4条の規定により算出した額を利子補給金請求書により請求するものとする。

第7条 甲は、乙から前条の請求書の提出を受けたときは、その日から30日以内にこれを現金で支払うものとする。

第8条 乙は、その行った融資について経理を明らかにするものとする。

第9条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならないものとする。

第10条 甲は、その利子補給に係る促進資金を借り受けた者が当該借入金を促進資金の目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給の全部又は一部を打ち切ることができるものとする。

2 甲は、乙が実施要領又はこの契約に違反したときは、利子補給の全部若しくは一部について打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

第11条 乙は、甲の利子補給に係る促進資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第12条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙両者の協議により行うものとする。

第13条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約書は2通作成し、甲及び乙において、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 ○○県（都道府）知事 氏 名

乙 住 所
融 資 機 関 名
代 表 者 名 氏 名